



【発行年月】
令和6年12月

上越市まちなか居住推進事業 【高田地区】 ニュースレター Vol.11

「まちなか居住推進事業」とはまちなかに“これからも住み続けたい”“新たに住んでみたい”“また訪れたい”と思う人が自然に集まるまちを目指す独自のまちづくりの取組です！取組状況を定期的にお知らせしています。

まちなか居住推進地区「南本町三丁目」での取組紹介

雁木を活かしたまちづくりフォーラム

令和6年11月27日(水)に南本町三丁目主催による「雁木を活かしたまちづくりフォーラム」が開催されました。フォーラムでは、上越市と市のまちづくりアドバイザーである埒氏が招かれ、基調講演と参加者によるグループワークが行われました。講演やグループワークで話し合われた「地域コミュニティの大切さ」は、まちなか居住推進事業の目的に通じる内容です。

『令和6年能登半島地震・奥能登豪雨と今後のまちづくり』

基調講演 講師 埒 正浩(らち まさひろ)氏 博士(工学),技術士(総合技術監理部門,建設部門),認定都市計画プランナー



1月の地震被害に加え、9月の豪雨災害により被災した地域において、復旧・復興に向けた取り組みが着実に進行している。しかしその道のりはまだ長い。自身も被災し困難な状況に陥ったが、避難所では住民同士の支え合いが見られた。災害が起きたときだけでなく、普段からの関わりや地域のコミュニティを確保することが重要である。高田の雁木は互助精神の象徴であり、今後も住民・行政・事業者等が協働し、まちづくりを進めることが大切。

『雁木町家地域の防災を考える』グループワーク (埒講師コーディネート)



【地域の良いところ】

- ・コミュニティが良い。顔の見える関係。
- ・消防団が機能し防災意識も高い。
- ・雁木通りの灯りは地域の誇り

【課題に感じていること】

- ・高齢者多く、子供が少ない。
- ・多世代交流のイベントが減少。
- ・空家、古い家屋が増え、火事も心配

【これから何ができそうか】

- ・地域コミュニティ継続
- ・雁木継承
- ・小さい規模のイベントなど

埒講師による「まとめ」

- ① コミュニティ
若い世代も積極的に参加していることが素晴らしい。これをぜひ継続して欲しい。
- ② 雁木
私も夜にランプが灯る雁木通りを散策し、その美しさに感銘を受けた。ヒューマンスケールな空間が良い。
- ③ 次の世代へ
まちづくりは未来永劫続いていくもの。
若い世代、子供達と一緒に取り組んでいく。
何故なら彼らが次の時代の主役になっていく。



ホームページ作成とSNSの活用

南本町三丁目が作成した「まちづくり方針」で計画した「移住者向けの町内会ハンドブック」が完成しました。これは移住者から町のルールを知ってもらうことを目的としています。南本町3丁目では紙のハンドブックを作成する代わりに町内会のホームページを作成し、町内の紹介やルールなどをお知らせしています。また、以前からSNS(インスタグラム)を活用し、町内の魅力発信を続けています。



南本町三丁目
ホームページ

- ✓町内の歴史
- ✓イベント
- ✓ルールなど



南本町三丁目
インスタグラム

- ✓イベントの様子
- ✓日々の風景
- ✓町内の魅力発信

補助金の活用実績

雁木通りの街なみ形成事業の補助金を活用し、南本町三丁目では老朽化した雁木の建替えが実施されました。



改築工事の際に、上越総合技術高校の生徒と見学会を行い、工法や現場での工夫などについて学びました。

まちなか居住推進事業について

支援・補助制度について

補助金制度は、まちなか居住推進地区認定を受けた町内会でのみ活用できます

 空き家の購入支援 (空き家の購入費の補助)	 空き家の片付け支援 (空き家の家財建具の搬出・処分費の補助)	 まちなかの暮らしを体験する機会を創出 空き家の賃貸用リフォーム支援 (空き家を賃貸物件とするための改修工事費補助) ※新築補強または防火・耐火工事が必要	 まちなかの暮らしを体験 お試し居住家賃支援 (戸建て賃貸物件への体験入居家賃補助)
 まちなかに定住する人を応援 町家のリフォーム支援 (改修工事費の補助) ※新築補強または防火・耐火工事が必要	 まちなか住宅の建替えを応援 町家の建替え支援 (町家等を新たに建てるとき、既存建物解体工事費の補助)	 まちなかに新規出店する人を応援し 空き店舗等の利活用支援 (空き店舗・空き家を店舗・小売店・事務所等に転用する改修費等の補助)	 まちなかの魅力を向上 雁木通りの街なみ形成支援 (景観づくりに関する一戸一戸に合った修繕事業費の補助)



- ・市がワンストップ窓口
- ・所有者と希望者のマッチング
- ・空き家バンクと異なり、情報は原則非公開

空き家マッチング制度は、随時受け付けております(誘導重点区域の町内会対象)

※まちなか居住推進地区以外でも活用可能!

まちなか居住推進地区認定について

まちなか居住推進地区認定に向け、個別の相談や座談会、ワークショップ等も行いたいと思いますので、遠慮なくお声がけ頂ければ幸いです。

何なりと市にご連絡ください!



発行 上越市まちなか居住推進事業事務局(窓口:上越市 都市整備課 市街地整備係)

E-mail:toshi-shigaichi@city.joetsu.lg.jp

Tel:025-520-5764/Fax:025-526-6112

上越市 まちなか居住

検索

